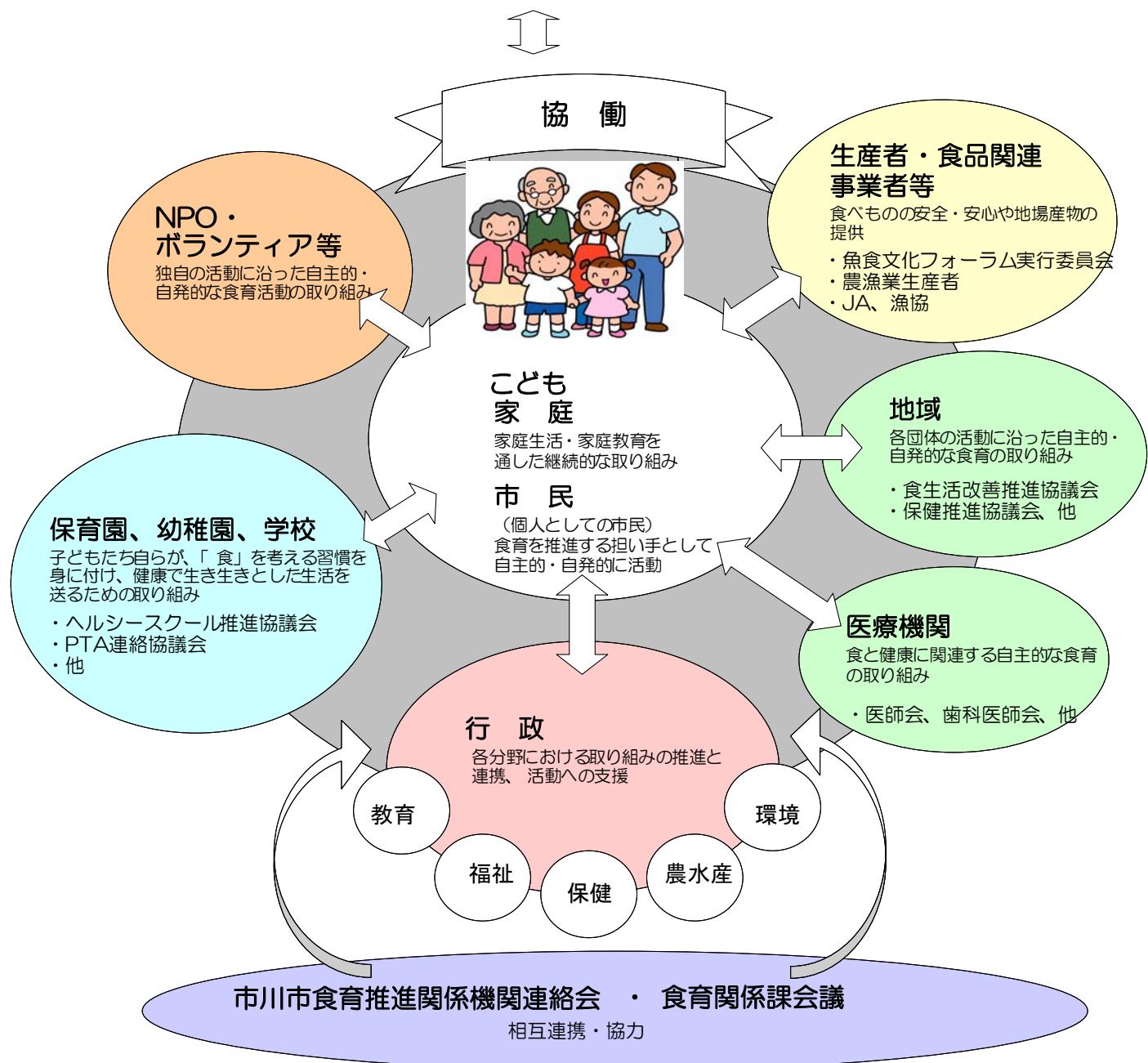


第3章 推進体制

1. 計画の推進体制

本計画は、本市の関連部署との連携を強化していくとともに、市民、地域、各団体などと協働し、推進していきます。

市川市食育推進計画



2. 市川市食育推進関係機関連絡会

市川市食育推進関係機関連絡会を開催し、各関係機関・団体がそれぞれの立場から取り組みを進めるとともに、連携を強化し総合的かつ効果的な食育を推進していきます。

計画の見直しや本市と関係機関との連携、食育の具体的な事例の紹介をはじめとする食育の推進に関し、各分野からの視点に基づくご意見をいただくと共に、様々な検討をおこない、施策・取り組みに反映していきます。

医師会	歯科医師会	学識経験者	教育関係
福祉関係	農水産関係	経済関係	消費者関係
食文化関係	NPO 関係	ボランティア関係	市川健康福祉センター

3. 庁内食育関係課会議

庁内食育関係課会議では、国や県の取り組みと連動した効果的な普及啓発や、継続的な本市の食育推進を図るため、市川市食育推進関係機関連絡会や部署間の連携を強化し取り組みをすすめます。

農政課	保育課	臨海整備課
保健体育課	保健センター健康支援課	

食育関係課の選出：国の食育計画は内閣府を主に、農林水産省、厚生労働省、文部科学省により推進されている。本市においても、平成 19 年度の第 1 次計画策定時以後、農水産、健康、子どもにかかわる所管課を食育関係課とした。